

下市町花いっぱい賑わい推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民等が主体的に行う地域の緑化による賑わい創出を推進するため、下市町賑わい創出協議会が、予算の範囲において下市町花いっぱい賑わい推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自己の所有する又は管理する本町域内の土地で、人が鑑賞できる屋外において、花苗等を定植する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動に関する事業
- (3) 国、地方公共団体等が実施する他の制度により補助金等の交付を受ける事業
- (4) その他会長が不適当と認める事業

(補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、3名以上の団体又は本町に所在する事業所とする。
ただし、1団体又は事業所につき1回限りとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助限度額等は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助対象(経費)物品

補助対象期間中に、補助対象事業を行うために購入した次に掲げる物品とする。

- (ア) 種、苗及び球根
- (イ) 土、土壌改良剤及び肥料
- (ウ) 栽培に必要なプランター、鉢等

(2) 補助限度額等

補助金の額は、補助対象者が補助対象期間中に支払った補助対象事業を行うために要する補助対象経費の4分の3の額とし、1回の申請につき上限10,000円とする。ただし、算出した額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(3) 補助対象期間

補助対象期間は、別途会長が定める期間とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第4条第1号に定める補助対象物品を購入した上で、次に掲げる書類を添えて、購入した日から起算して30日以内に会長へ提出しなければならない。

- (1) 下市町花いっぱい賑わい推進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼承諾書兼請求書(第1号様式)
- (2) 領収書の写しなど、補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料
- (3) 定植場所の地図
- (4) 花苗等を定植した内容が確認できる写真
- (5) その他会長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 会長は、前条第1項に規定する補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、下市町花いっぱい賑わい推進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 会長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者に対し、第5条の規定により提出のあった下市町花いっぱい賑わい推進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼承諾書兼請求書(第1号様式)の請求内容に基づき速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 会長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が相当の理由があると認めるとき

(補助金の返還)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた者は、補助金を会長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。